

総務省告示第18号における「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」

第1章 一般原則

第7 重要性の原則

1 地方公営企業の会計は、住民をはじめとする利害関係者の地方公営企業の状況に 関する判断を誤らせないようにするため、法令の規定に反しない限りにおいて、取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、 計算及び表示を行わなければならない。

2 質的側面の考慮においては、地方公営企業の会計の見地からの判断に加え、地方公営企業の公共的性格に基づく判断も加味して行わなければならない。

3 重要性の乏しいものについては、法令の規定に反しない限りにおいて、本来の会計処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則及び明瞭性の原則に従った処理として認められる。

4 重要性の原則は、会計に関する書類の表示に関しても適用され、法令の規定に反しない限りにおいて、会計に関する書類の本来の表示方法によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも、明瞭性の原則に従った表示として認められる。

損 益 計 算 書 の 区 分 表 示

営業損益計算	I 売上高 II 売上原価 売上総利益 III 販売費および一般管理費 営業利益
経常損益計算	IV 営業外収益 V 営業外費用 経常利益
純損益計算	VI 特別利益 VII 特別損失 税引前当期純利益 VIII 法人税・住民税及び事業税 当期純利益